

# 木津川市言語としての手話の普及及び障がい特性に応じた 多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例 (木津川市手話言語・コミュニケーション条例)

令和8年(2026年)4月1日施行

木津川市では、障がいのある人もない人も、自分らしく活躍し、  
安心して暮らすことができるまちづくり目指し、本条例を策定しました。

## 木津川市手話言語・コミュニケーション条例とは

手話が言語であることへの理解の普及と、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備等に関して、市の責務、市民や事業者の役割を定めたものです。

私たちの周りでは、「見えない」「聞こえない」などさまざまな障がいのあるかたが生活をして  
います。お互いに配慮の気持ちを持って、コミュニケーションの方法を少し工夫することで、多くのことを話し、分かり合うことで助け合うことができます。

まずは手話や障がい特性のことを知ることから始めてみませんか？



## 条例の目的

### 手話が言語であることへの理解の普及

手話は、ろう者にとっての単なるコミュニケーション手段でなく、独自の文法体系を持つ言語であることを認識し、手話に対する市民の理解を深め、障がいのあるかたがあらゆる機会  
で手話を使用し、意思疎通が図れる社会の実現を目指します。

### 障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進

障がいのあるかたが、日常生活のあらゆる場面で、障がいの種類、程度に応じて自分に合ったコミュニケーション手段を用いて情報を取得したり、意思疎通が図れる環境を整えることを目指します。

## 手話とは

手話は、手や指、体の動きと表情でコミュニケーションをとる、ろう者の大切な言葉です。  
単なる身振りではなく、独自の文法と文化を持つ一つの言語です。



## 多様なコミュニケーション手段とは

手話、要約筆記、筆談、点字、音声、拡大文字、触手話、指文字、ひらがな表記、サイン、写真及び  
絵図などの視覚情報を活用したわかりやすい表現、その他障がいのあるかたが、日常生活又は社会生活  
において使用する意思疎通の手段のことです。



# わたしたちにできること

障がいのある人が日常生活でコミュニケーションをとる際に、さまざまな「困りごと」を感じる  
ことがあります。一人ひとりが、お互いにコミュニケーションの方法を工夫するだけで、多くのこ  
とを話したり、助け合ったりすることができます。大切なことは、その人に伝えようとする気持ち  
です。そして、その人にあった伝え方を心掛けることです。

## 聴覚障がいのある人への配慮

- ◆ 筆談や、スマホに打った文字を見せ合うなどして伝えましょう。
- ◆ マスクははずし、口の動きや表情を見せながら、ゆっくり話しましょう。
- ◆ 身振り手振りを交えて話しましょう。



## 視覚障がいのある人への配慮

- ◆ 何かを伝えるときは、「コンビニは、3時の方向に約100メートルです」など、具体的に  
説明するよう心掛けましょう。
- ◆ 誘導するときは、相手に自分のひじや肩を持ってもらって誘導しましょう。

## 理解や覚えておくことが難しい人への配慮

- ◆ 具体的な言葉で、相手のペースに合わせて、ゆっくり簡潔に話しましょう。
- ◆ 地図や写真、イラストを交えてわかりやすく説明しましょう。

# 手話教室などの役立つ講座やサークル活動に参加してみませんか

市では、障がいのあるかたとのコミュニケーションに役立つ、手話を学ぶことのできる「相楽  
手話教室」を開催しています。また、地域の皆さんによるサークル活動も盛んです。  
各種講座や、サークル活動について、詳しくは社会福祉課へお問い合わせください。

## 市の取組など

- 聴こえのコミュニケーション支援事業による、手話通訳者や要約筆記者の派遣、各種相談の  
受付、手話奉仕員養成（相楽手話教室）など
- 市広報誌を音声でお届けする「声の広報」の配付
- 市実施事業への手話通訳者などの配置
- 補装具・障害者日常生活用具の支給手続など
- 手話言語・コミュニケーション条例に関する周知・啓発の実施



市では、この条例をもとに、さまざまな取組を進めていきます。  
条例について、詳しくは木津川市ホームページをご覧ください。

## お問い合わせ先

木津川市健康福祉部社会福祉課（障がい者福祉係）

電話番号 0774・75・1211 ファックス 0774・75・2083

メール fukushi@city.kizugawa.lg.jp